

令和 7 年度 野田市介護・障がい福祉職員合同就職相談会募集要領
～あなたの想いが感謝に変わる～
「のだでやってみよう！介護・障がい福祉のしごと！」

1 参加資格

- (1) 野田市内に所在する千葉県又は野田市から介護サービス事業所又は障害福祉サービス事業所の指定を受けた事業所であること。
- (2) 労働関係法規を遵守している事業所であること。
※労働者派遣事業、請負契約による事業、労働条件を明示できない登録型求人は取扱いできません。
- (3) その他市長が野田市介護・障がい福祉職員合同就職相談会への参加が適当であると認める者であること。

2 募集内容

(1) 相談会ブース出展・・・18 法人

- ・複数の施設経営の場合においても、1 法人 1 ブースの参加となります。
- ・ブースには、机及び椅子を用意する予定です。
- ・応募状況から、介護サービス及び障害福祉サービスの種類ごとに出席者枠を決め、事業者の選定及びブースの配置を実行委員会で行います。

(2) 施設見学会受入れ施設（バスツアー）・・・申込数により施設数変動

- ・市が用意したバスにより市役所から施設までの送迎を行います。
- ・応募状況から、施設の場所で経路及び時間を設定します。
事業者の選定は実行委員会で行います。

◎注意事項

参加申込みは、事業所単位ではなく**法人単位**となります。

(1)～(2)は、重複しても構いません。

3 参加申込方法

(1) 法人単位で応募してください。

申込期限 令和 7 年 8 月 1 5 日（金）まで

- ①野田市のホームページ（くらしの便利帳＞福祉・介護＞介護保険＞介護人材確保）から「野田市介護・障がい福祉職員合同就職相談会」と検索し、該当ページから『参加申込書』をダウンロードして、作成してください。
- ②作成した申込書を介護支援課（04-7123-1095）または障がい者支援課（04-7125-0598）宛てに FAX してください。
- ③FAX は各課共通のため、お手数ですが、送信後に必ず介護支援課または障がい者支援課へ受信の確認を電話で行ってください。
- ④メールで応募される方は、市から先に送付した「介護・障がい福祉職員合同就職相談会の参加案内」に記載してあるメールアドレスに申込書を添付して送付してください。

市担当者がメール受信後、受け取った旨の返信メールを送信します。メー

ル送信して3日経過しても返信メールが届かない場合は、お手数ですが、介護支援課または障がい者支援課へ受信の確認を電話で行ってください。

4 相談会ブース出展事業者等の選定等

応募者多数の場合は、実行委員会で事業者の選定を行います。より多くの事業者の方が参加できるよう配慮させていただきますが、落選となってしまった事業者の方には、次年度以降に考慮させていただきますので、ご了承ください。

なお、落選となった事業者につきましては、事業所のパンフレットを相談会の会場に設置するスペースを設けます。パンフレットの設置だけでも申込できますので、所定の用紙で申し込んでください。

(1) 決定等の通知

申し込まれた事業者へ結果通知をメールで送付します。

(2) ブース出展者の方へ

出展が決定した事業者は、ハローワーク野田に求人票の提出が必要（10月上旬まで）となります。

- ①出展事業者が決定した後、市からハローワーク野田に参加事業者を報告します。
- ②ハローワーク野田で求人票の提出の有無を確認します。
- ③確認後、求人票の提出が必要な事業者へ連絡が入ります。
- ④事業者はハローワーク野田の指示に基づき、求人票を作成してください。

(3) キャンセル

キャンセルする場合は、令和7年9月17日（水）までに介護支援課または障がい者支援課へ連絡してください。

※キャンセルが出た場合、市は次点の事業者に連絡し参加の有無を確認します。

5 相談会当日

相談会当日、出展事業者が受け付けた来場（相談）者数を所定の様式により、市へ報告していただきます。用紙は当日配付します。